



平成 22 年 5 月 21 日

各 位

会社名 櫻 護 謨 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 中村 浩士
(コード番号 5 1 8 9 東証第 2 部)
問合せ先 常務取締役 中野 伍朗
(TEL 03-3466-2171)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 29 日開催予定の当社第 150 回定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役ならびに監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役ならびに監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるものであります。

なお、取締役の責任を一部免除できる旨を定める条文につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 22 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日	平成 22 年 6 月 29 日

以 上

(別紙)

定款変更案

現行定款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 32 条 ～ 第 42 条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>第 33 条 ～ 第 43 条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>第 43 条 ～ 第 50 条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 44 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 45 条 ～ 第 52 条</p> <p>(現行どおり)</p>